

武蔵野市情報公開委員会（第2回）

- 日時 平成16年1月27日（火）午後6時30分～8時
- 場所 武蔵野市消費生活センター講座室（市商工会館3階）
- 出席者 委員 7名
事務局 2名
- 傍聴者 なし

1. 議 題

(1) 情報公開条例の運用について

狛江市における開示文書閲覧時の取り扱いについて

事務局： 説明要旨

狛江市では、開示文書閲覧時に写しの交付をしていたものを、写しの交付だと料金がかかるのでその場で写真撮影をさせてほしいとの申し出により、情報公開条例施行規則を改正し写真撮影を認めるようにした。施行規則は平成15年9月30日に改正され、第4条の1項、「条例第8条第1項に規定する閲覧若しくは視聴とは、カメラ等による撮影を含むものとする。」の一文を加えた。

委員長： 狛江市の対応に対していかがでしょうか。

事務局： 武蔵野の規定だと、写真の撮影を禁止するような規定がない。実際の開示では、写真撮影を希望されたことは今までに一件もありませんでした。

委員： 確かに条例等では、禁止するともやっけていいとも書いていないことについて、狛江が明文化したということは、いいことじゃないかと思う。

委員長： これは事務局としては、そういう市民からの要求があったときにどう対応するかですね。

事務局： だれが請求しても、だれにでも見せるものであれば、写真にとっても関係ないのではないかと思います。また、手引きに盛り込むのはいいことかと思いますが、狛江市のように、わざわざ規則を改正するほどのことはないと思います。

委員： 刑事記録は、謄写というのはコピーをとらせてくれなくて、「自分でカメラを持ってきて撮影しろ」と言われます。私も接写レンズを買いまして、コピーを認めない地方の検察庁では、記録をカメラで撮ってきます。

委員： 盗撮防止のために、携帯電話のカメラの場合、音は消せないようになっています。みんながガシャンガシャンやっていたりするとかなりうるさい。見ている人が多分かなり迷惑すると思うんですけどね。

委員： 撮影の場合はそばで見えていないと、張ってある紙をめくって撮っちゃうかもしれない。

事務局： 今は、黒塗りしたものをコピーして、一応それを見せるような形にしていますので、附せんをつけて見せるということはしていません。

委員： カメラで撮るほうが大変なんだから、あまりカメラで撮りたいという人がそんなにいるとは思えないんですけども。

委員長： 今の条例や施行規則でも要求があればできると、そういう解釈でいいですかね。

事務局： ええ、それで構わないと思います。

委員長： それではそういうことにいたしましょう。

共同電算化の進捗状況について

事務局： （説明要旨）

東京都総務局IT推進室の方が平成15年11月27日に武蔵野市の職員向けに「電子自治体の構築に向けて」講演会が催され、その際の資料をもとに説明。

まず「生活の一部となったインターネット」として、急速に普及している現状を述べ、次に「急速に進展している電子政府」として、政府のe-Japan戦略について述べ、最後に「電子自治体の構築」ということで共同電算化が進められ、電子調達・電子申請が行われることを説明した。

委員長： ご苦労さまでした。何かご質問、いろいろあると思いますが、いかがでしょう。

委員長： 従来、参加資格を申請する場合には、本人が来なければいけないのでしょうか。

事務局： そうです。武蔵野の場合もたくさんの業者がいますので、たしかアイウエオ順で日を決めて申請を受けつけています。

委員長： それがネットで全部できるのですね。

事務局： 共同のシステムに一回手続をすれば、多摩の26市全部に申し込むことができるという形になります。業者としてはかなり利便が高いものですね。

委員長： 入札談合の話が随分たくさん出てくるので、なるほどなと思ったんですが。

事務局： 落札率が高いのは談合が行われているのではないかなどということで、議会で質問が出たこともあります。

委員長： 電子入札がかなり有効な手段であるということはよくわかっているんですけどね。ただ、談合の問題というのは、ほんとうに日本の社会に深く根を張っている大問題ですからね。

委員： 何で電子入札をすると有効なんですか。

事務局： 契約したいというと、まず業者を集めて説明会を開くわけですよ。そうすると、ああ、どこのだれさんが来ているというのがわかってしまうんですよ。

委員長： それでお互いの連絡がつくわけですよ。ところが、このコンピュータの画面だったら、だれが来ているかわからない。だれが参加しているかわからない。

委員： なるほど。

委員： 最近いろいろなケースをコンピュータで処理しますから、金額が入ってなくても数量とかで設計金額が出ますから、おおよその見当はわかっちゃうんじゃないでしょうかね。

委員長： そうなんです。この電子の方式というのはかなり有効だと思いますけれども、そうでない限りは、今度は業者がダンピングで抵抗するんですよ。だから、そういうことに対してその防御策は、今度は最低価格を設定するんです。あまり低いものはだめと。そういうことを随分やっているようなんですけれども。

委員： 必要悪だと言っていますから。

委員長： 談合は悪いというのは、みんな知っているんですよ。だけどなくならない。死活問題になっちゃう。これが日本の社会の非常に特徴的なところでしてね。

委員： 外国などではどうなんですか。例えばアメリカなんか。

委員長： いや、外国でもあるんですよ。価格のグラフを描いて、ここだけ不当に安いとか高いとか。それを突きつけて、それで経済刑務所へ送っちゃうんですよ。

委員： それは罪なんですか。

委員長： もちろんそうです。極端に言うと、アメリカでは強盗と同じなんです。日本でも刑法に談合罪というのがあって、独禁法にも違反しますから。だから、電子のこの方式というのは多分、有効に働くと思いますけど。だけど、入札情報提供、参加資格申請、電子入札の全部が構築できないとだめですね。

事務局： そうですね。

委員長： そうすると、この電子自治体の構築というのはどうですか、見通しは。

事務局： この共同電算については徐々に動いていますけれども、電子自治体ということ言えば、武蔵野市の場合には、庁内LANが構築されてもう4年半ぐらいになりますか。今、パソコンが約800台、事務系の人については1人1台すべてありますので、かなり進んでいるほうだと思います。武蔵野市の場合には、すべての職員の端末からインターネットを見ることができますので、そこまでやっているのは、多摩では幾つかしかありません。そういった意味では、環境は整っているかなと。

あとは共通部分ですね。文書管理システムはたしか平成17年度につくるという形でやっていますので、それができれば、前にお話したインターネットを利用した電子情報公開請求の電子化というのもできるようになるかと思っています。

委員長： それでは、その話はこれでよろしいですか。これ、平成17年にできるの。

事務局： 今の段階では、目標でそれで進んでいますけれども、多分、電子調達のほうは予定どおり進むと思います。

(2) その他 情報公開制度の諸問題 指定管理者制度について

委員長： 武蔵野市の情報公開の問題で、何かご意見がありましたらどうぞ。

委員： 今後の進め方ですけれども、今、公開条例に関して、何か不都合なところとか、多少問題点とかというのは、事務局のほうで実際に運用をされていて何かあるのでしょうか。

事務局： 地方自治法が改正され、指定管理者という制度に変わりましたので、条例を改正することが必要になってくるかと思っています。

(指定管理者制度について説明)

委員長： 指定管理者に対して情報公開請求という問題が出てきたらどうするかという話だね。

事務局： そうですね。申請書をはじめさまざまな文書が役所の文書が、指定管理者の文書になって、役所の文書ではなくなります。その辺が一番の問題点です。

委員長： 形式論理からいうとそれは開示できないと。

事務局： そうです。

委員長： 文書不存在か。

事務局： 情報の段階なので、行政としても研究していきたいと考えています。また、進捗状況を随時報告させていただきます。

2 . 報告事項

平成 15 年度第 3 四半期開示等実績報告

事務局より開示状況について説明。

委員長： はい、わかりました。今のところ、あまりこちらのほうでも問題はなさそうですね。

C I M コラム掲載月の変更について

事務局： 説明要旨

前回、9月までの掲載予定が決まったが、時期的な関係で掲載月の変更を行った。詳細は、前回議事録参照してある。

委員長： 特にご異論というか、何か修正のご意見は。

では、アイテムの市報掲載予定項目については、一応これで9月までいくと、これでよろしいですか。

(「はい」との声あり)

次回は、4月20日午後6時から開催することとなった。

【配布資料】

電子自治体の構築に向けて（平成15年11月27日講演資料）
季刊 むさしの 2003年冬号

【送付資料】

第1回情報公開委員会会議要録
狛江市情報公開条例及び同施行規則
狛江市の開示文書撮影に関する新聞記事
平成15年度行政文書開示請求及び不服申立ての状況（12月分まで）